

議案第 2 号

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

1 概要

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）の一部改正※に伴う条ずれに対応するため、所要の改正をするものです。

※地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 237 号。令和 7 年 7 月 2 日公布）による。

2 改正内容

政令の引用箇所について、「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改めます。（第 2 条）

3 施行日

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日

高根沢町条例第 号

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年高根沢町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の 5 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。	（損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の 4 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第65号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。